

多賀町下水道事業経営戦略

団	体	名	:	多賀町						
事	業	名	:	下水道事業 (公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業)						
策	定	日	:	令和	7	年	3	月		
計	画	期	間	:	令和	6	年度	～	令和	15 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成7年4月1日 (供用開始後29年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適用(一部適用) (令和2年4月1日より)
処理区域内人口密度	20.0人／h a	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有
処 理 区 数	1処理区		
処 理 場 数	琵琶湖東北部流域浄化センター(琵琶湖流域下水道(東北部処理区))で処理しているため、本町は処理場を有しません。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	琵琶湖流域下水道(東北部処理区)の流域関連公共下水道です。		

(令和7年3月末現在)

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	本町の下水道使用料体系は、料金が排水量にかかわらず一律である「基本料金」と排水量に応じて支払額が変動する「従量料金」の2部から構成される「2部料金制」を採用しています。 また、使用料は一般排水、特定排水、公衆浴場排水に分けて設定しており、排水量の増加に伴い超過料金単価が通増する「用途別通増型」を採用しております。この料金体系は設備投資や維持管理に多額の費用を要することから、これに伴う費用を大口使用者の料金に反映させ、一般家庭の使用料を低廉化するとともに、従量料金単価を通増型とすることにより節水意識を働かせることで環境に配慮する観点から導入しております。 現行の使用料体系は【図表1】のとおりです。供用開始以来、料金改定は実施しておりません。						
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方							
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方							
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度	2,500	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度	3,401	円
	令和4年度	2,500	円		令和4年度	3,469	円
	令和5年度	2,500	円		令和5年度	3,534	円

(税抜き)

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

【図表1】料金表

区分	基本料金		超過料金	
	排水量	料金	排水量	料金(1㎡につき)
一般排水	10㎡まで	1,200円	10㎡超30㎡まで	130円
			30㎡超50㎡まで	140円
			50㎡超100㎡まで	150円
			100㎡超750㎡まで	160円
特定排水			750㎡超	210円
公衆浴場排水	300㎡まで	10,000円	10㎡超35㎡まで	75円

1. 「一般排水」とは、工場、事業所等から公共下水道に排除される汚水(特定排水および公衆浴場排水は除く。)および一般家庭から公共下水道に排除される汚水をいう。
2. 「特定排水」とは、工場、事業所等から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が月750㎡を超える部分(公衆浴場および町長が認める公共または公益(収益事業を行う部門を除く。)の関係施設から排除される部分を除く。)をいう。
3. 「公衆浴場排水」とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場から公共下水道に排除される汚水をいう。
4. 基本料金および超過料金との合計額に消費税額および当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

③ 組 織

職 員 数	本町の下水道事業は地域整備課が担当しています。地域整備課には6つの係がありますが、このうち、下水道の施設整備に関することは地域整備係が、主に使用料に関することは地域整備庶務係が、経営や予算、財産管理に関することは下水道係が担当しています。 また、令和6年4月1日現在、地域整備課の職員は課長1名、課長補佐1名、係長3名、主査2名、主事1名、技師3名で構成されています。このうち下水道事業に関連する業務を担当しているのは、4名ですが、町全体の職員定数を削減する観点から、全員が上水道事業と兼務しています。このため、下水道事業に所属する職員は1名としています。
事 業 運 営 組 織	令和6年4月1日現在、図表2のとおり運営しております。

【図表2】組織

町長		
地域整備課		主な業務内容
道路河川係	2. 0人	
地域整備係	3. 5人	・水道、公共下水道および農業集落排水施設の新設および改良ならびに維持および補修に関すること。 ・給水装置、排水設備等の施工計画、確認、検査および使用許可に関すること。 ・水道、公共下水道および農業集落排水の水質検査および使用許可に関すること。
地域整備庶務係	0. 5人	・水道、公共下水道および農業集落排水使用料の賦課および徴収に関すること。 ・水道加入金および工事負担金、公共下水道受益者負担金および分担金、農業集落排水事業分担金その他各事業収入の賦課および徴収に関すること。 ・上水道指定給水装置工事事業者の指定に関すること。 ・公共下水道排水設備工事に係る指定工事店に関すること。
上水道係	1. 5人	
下水道係	1. 5人	・下水道事業および農業集落排水事業の経営に関すること。 ・下水道事業および農業集落排水事業の財産の取得、管理および処分に関すること。 ・下水道事業および農業集落排水事業に係る予算の編成、調製および執行に関すること。 ・下水道事業および農業集落排水事業の収入および支出命令に関すること。 ・企業債、借入金等に関すること。
治水対策係	人	

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	マンホールポンプの保守点検業務、管渠の清掃・調査点検業務、水質検査業務を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	—
	ウ PPP・PFI	—

資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	汚水処理は東北部浄化センター(琵琶湖流域下水道(東北部処理区))で行っているため、本町は処理場を有しません。このため、下水処理により発生する下水汚泥のエネルギー利用は検討しておりません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	有効に活用できる未利用土地や施設は保有しておりません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙の通り

令和2年4月1日から下水道事業(公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業)において地方公営企業法の財務規定等を適用しているため、令和元年度以前と経営指標が異なります。そのため、令和元年度以前の記載はありません。

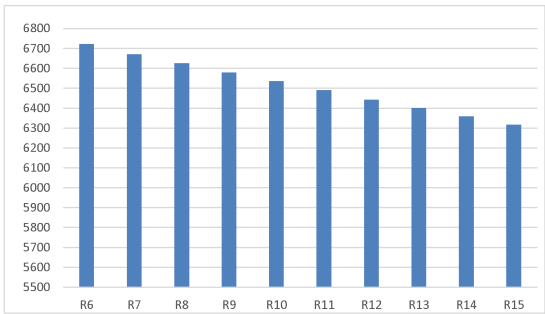
2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口については、「多賀町人口ビジョン」(平成28年2月)と整合性を図り、設定しました。

令和5年度末において、処理区域内人口は6,731人ですが、その後は、年少人口割合の増加、生産年齢人口割合の増加および老年人口割合の減少に伴いながらの緩やかな人口減少により令和15年度には、6,317人となる見込みです。

処理区域内人口の予測



(2) 有収水量の予測

当町の有収水量については、多賀サービスエリアを中心とした営業排水、びわ湖東部中核工業団地・中川原工業団地等に所在する事業所の工場排水が約60%、一般排水が約40%となっています。(令和5年度実績)今後、数年の見通しとしては、営業排水については、多賀サービスエリアにおける上り線の開通、今後の下り線の開通による利用者数の増加に伴い営業排水も増加する見込みであり、工場排水についても、近年の設備投資、工場施設の拡大等により増加が見込まれます。一方、一般排水は、団地開発の落ち着き、節水機能の発達および水洗化率の落ち着きにより減少が見込まれます。将来的な、全体としての有収水量の見通しは、多賀町のみならず全国的な少子高齢化、人口減少に伴い、営業施設および生産施設の需要も減少するため、有収水量は数年先には減少に転じることが予想されます。

(3) 使用料収入の見通し

当町の使用料収入については、びわ湖東部中核工業団地・中川原工業団地等の設備投資、工場の新設等により今後数年は増加が見込まれます。しかし、今後は、少子高齢化、人口減少等に伴う一般家庭からの使用料金の減少、また、事業所等の設備投資等の落ち着きが見込まれるため使用料収入は数年先には減少に転じることが予想されます。

(4) 施設の見通し

策定したストックマネジメント計画に基づき施設設備(管渠、人孔、柵、マンホールポンプ場)の更新を計画しています。

(5) 組織の見通し

外部委託等の検討を含めて事務・事業の見直しを継続的に推進します。また、併せて組織の見直しや適正な人員配置を検討してまいります。

3. 経営の基本方針

(1) 基本理念

本町の下水道事業は、「町民の快適な生活環境を確保し、公衆衛生の向上を図ること」を目的として運営しており、今後も住民の快適で安全な生活を確保できるよう事業を継続していきます。

(2) 経営目標

上記の基本理念を達成するため、3つの経営目標を設定します。

❖ 経営の健全化

ライフラインである下水道を将来に亘って安定して運営するため、経営の健全化を図ります。汚水処理原価の妥当性を検証し、無駄なコストを削減するとともに、使用料の適正化について検討します。

目標:毎年度、経常収支比率100%

❖ 水洗化率の向上

水質の保全により住民の良好な生活環境を形成するために、住民に対する説明や啓もう活動を行い、水洗化率の向上に努めます。

目標:令和10年度末96.0%、令和15年度末:98.0% (令和5年度末時点:95.7%)

❖ 持続可能な経営の確保

将来に亘って持続可能な経営を行うため、将来を見据えた事業運営を実施します。

事業費の低減と効率的な既存施設の維持管理のため、下水道設備の長寿命化に取り組みます。また、急激な設備投資は将来の資金不足を招くことから、安定経営のため事業費の平準化を図ります。設備投資の際には、将来の人口に見合った施設能力を把握し、効率的な事業を推進します。

※将来の事業環境等を踏まえ、事業を継続する上での経営理念、基本方針等について記載すること。

※計画期間内における具体的な取組・目標等を記載すること。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	令和6年4月1日現在、計画区域の整備は、おおむね完了しております。 また、下水道事業を持続させるために、ストックマネジメント計画に基づく、計画的かつ効果的な改築事業を中期的な観点をもって実施します。
-----	--

1. 新規管渠整備 計画区域の整備は、おおむね完了しているため新規管渠整備に関する事業費は、見込んでおりません。
2. 流域下水道負担金 流域下水道負担金は、滋賀県から示された今後の事業予定額より多賀町負担分(2.29%)を乗じ見込んでおります。
3. 雨水整備事業 雨水整備事業については、今後10年間は、予定されていないため見込んでおりません。 なお、今後、総合的な浸水対策を実施していくために、雨水出水浸水想定区域図を策定します。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	現行の補助制度を最大限に活用しながら、下水道利用者の負担や町全体の財政状況を考慮したうえで、財源を設定します。
-----	---

1. 使用料収入 使用料収入は、令和12年以降、人口減少に伴う減少を見込んでおります。 使用料は、分流式下水道等に要する経費のうち、使用料対象資本費について使用料で賄う方針です。 令和6年度より下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、令和9年度に下水道使用料の改定を予定しています。
2. 資本的収入 資本的収入には、国庫補助金、企業債、受益者負担金等を見込んでおります。 なお、下水道事業債の元金償還期限と減価償却期間との差により生じる資金不足を補い、将来への公平な負担を図るため資本費平準化債の活用を図ります。
3. 繰入金収入 一般会計繰入金については、国が示す繰出基準に基づく繰入のほか、収支が均衡しない年度においては、基準外の繰り入れも見込んでおります。基準外の繰入は、更なる経費の削減に努め、使用料改定などに取り組み削減に努めます。 なお、令和9年度に使用料の改定を目指しており、基準外の削減に努めます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

1. 職員給与費 職員給与費は、現在の担当職員の単価を基に算定しております。
2. 維持管理費 流域下水道維持管理負担金については、琵琶湖流域下水道東北部処理区第6期経営計画が令和7年度に改定予定であり、維持管理負担金の単価の上昇が見込まれることから、増加を見込んでおります。 本町管渠施設の維持管理費は、令和6年度予算と同程度と見込んでおりますが、物価単価の上昇等を見込み毎年1%の増加を見込んでおります。 また、見直し時点の動力費関係経費の上昇については、国の補助事業の終了を見込み令和7年度は、前年度より10%の上昇を見込み、それ以降は、横ばいを想定しております。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	琵琶湖流域下水道東北部処理区関連の県・市町と不明水対策など広域的な連携を進め、経費縮減に努めます。
投資の平準化に関する事項	一定期間に集中しないよう投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	管渠の布設事業等で民間活力を活用できるか検討します。
その他の取組	防災部局、水道部局といった他事業とも連携して取り組んでいきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料は、計画期間における収支・財政計画を基に定期的に使用料改定の必要性を検討します。
資産活用による収入増加 の取組について	保有する資産は、管渠等に限られるため資産活用に関する情報を収集します。
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	下水道管渠の維持管理業務は、民間委託を行っています。他に委託を行える事業がないか検討します。
職員給与費に関する事項	事業の外部委託等を検討し、職員給与費の削減に努めます。
動力費に関する事項	処理場を有しないため該当はありません。
薬品費に関する事項	処理場を有しないため該当はありません。
修繕費に関する事項	必要に応じて見直しを検討します。
委託費に関する事項	必要に応じて見直しを検討します。
その他の取組	下水道サービスを安定的に供給し続けるため、経費の適正化に努めます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、3～5年に一度見直し(ローリング)を行います。 見直しに当たっては、経営戦略の達成度を評価し、投資・財政計画やそれを構成する投資試算、財源資産と実績との乖離およびその原因を分析し、その結果を企業経営に反映させる計画策定(Plan)－実施(Do)－検証(Check)－見直し(Action)のサイクル(PDCAサイクル)に基づき実施します。												
経営健全化に関する業務指標及び目標年限	経営健全化に関する業務指標は、経費回収率および水洗化率とし、それぞれの目標値および目標年限は以下の通りとします。 <table><tr><td>項目</td><td>R5</td><td>R10</td><td>R15</td></tr><tr><td>経費回収率(%)</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr><tr><td>水洗化率(%)</td><td>95.7</td><td>96.0</td><td>98.0</td></tr></table>	項目	R5	R10	R15	経費回収率(%)	100	100	100	水洗化率(%)	95.7	96.0	98.0
項目	R5	R10	R15										
経費回収率(%)	100	100	100										
水洗化率(%)	95.7	96.0	98.0										
経費回収率向上に向け、収入増加のための具体的取組及び実施時期	将来にわたり安定的に事業を継続していくため、令和9年度に下水道使用料の改定を予定しています。 また、水洗化率の向上による使用料収入の増収を目指し、未普及世帯への啓発を強化します。												
経費回収率向上に向け、支出削減のための具体的取組及び実施時期	下水道事業を継続的に運営するためストックマネジメント計画に基づく計画的かつ効果的な改築事業を中長期的な視点から実施します。 また、管渠の布設・維持管理事業において民間活力を活用できる点があるか検討します。												
経費回収率向上に向けたロードマップ	計画期間中は経常収支比率100%以上を維持し、収入確保のため未接続家屋への接続勧奨による接続戸数の増加、水洗化の普及促進活動の継続した実施により有収水量の確保を図ります。 また、毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、3～5年に一度見直し(ローリング)を行います。 見直しに当たっては、経営戦略の達成度を評価し、投資・財政計画やそれを構成する投資試算、財源資産と実績との乖離およびその原因を分析し、その結果を企業経営に反映させる計画策定(Plan)－実施(Do)－検証(Check)－見直し(Action)のサイクル(PDCAサイクル)に基づき実施します。												

※進捗管理(モニタリング)や見直し(ローリング)等の経営戦略の事後検証、改定等に関する考え方について記載すること。

経営比較分析表（令和4年度決算）

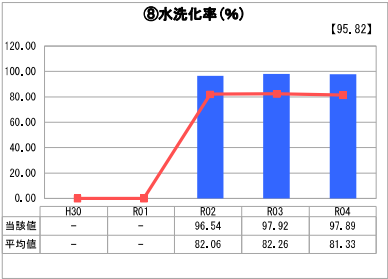
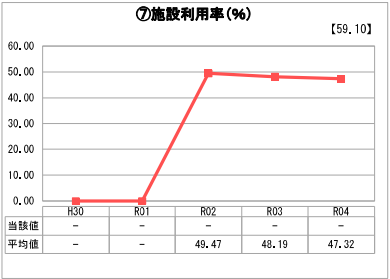
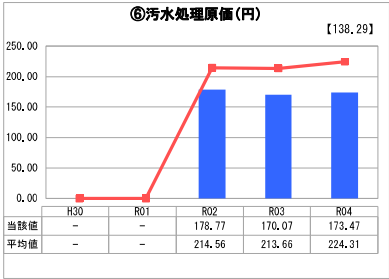
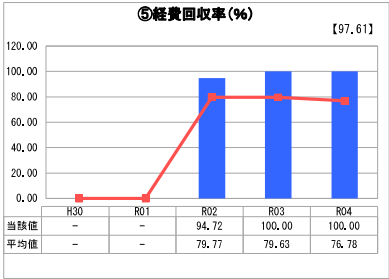
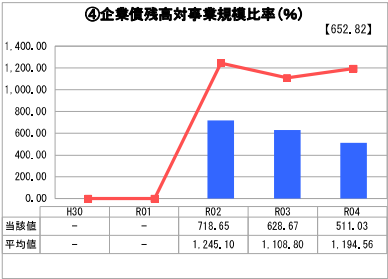
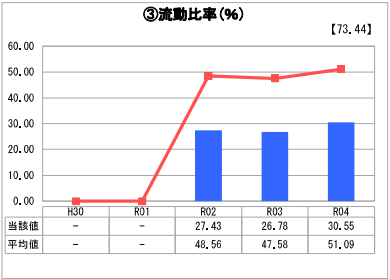
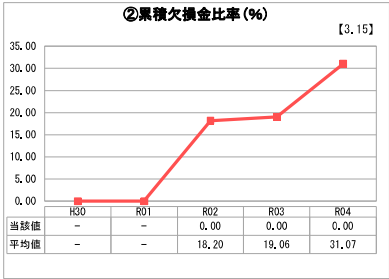
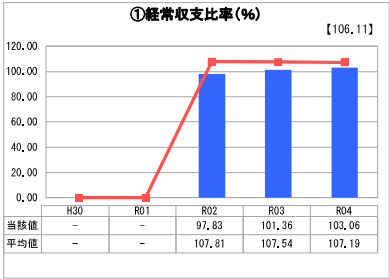
滋賀県 多賀町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	60.97	66.87	85.40	2,750

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
7,466	135.77	54.99
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
4,975	2.16	2,303.24

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

令和2年度から地方公営企業法を一部適用したことにより、令和2年度以降のグラフとなっています。

①経常収支比率は、100%を超え、黒字となっています。

②累積欠損金はありません。

③流動比率は100%を下回っており、類似団体の平均を下回っています。企業債の償還に係る現金の不足を一般会計からの繰入金や資本費平準化債で賄っているため、今後もこの状況が当面続くことが見込まれます。

④企業債残高対事業規模比率は、汚水に係る管渠整備は概ね完成し、新たな借入れは少ないため、類似団体平均を下回っています。今後も投資の平準化を図り、計画的な借入れに努めていきます。

⑤経費回収率は100%となっています。今後も100%を上回るよう引き続き汚水処理費の削減および適正な使用料収入の確保を図っていきます。

⑥汚水処理原価は、工場・事業所による有収水量が大きいため、類似団体の平均を下回っています。

⑦施設利用率は、流域関連公共下水道であるため、当町で処理施設を有していません。

⑧水洗化率は、類似団体平均を上回っていますが、引き続き100%を目指し、接続率の向上を図っていきます。

2. 老朽化の状況について

平成7年の供用開始から26年が経過していますが、耐用年数を経過した管渠はありません。

①有形固定資産減価償却率は、令和2年度からの3年分の減価償却費で算定されています。早期に法適用をしている団体が平均値を押し上げていることから、平均値より低い値となっています。

②管渠老朽化率、③管渠改善率は、耐用年数を経過した管渠がないことから0%となっています。

現在のところ、管渠の老朽化は発生していませんが、今後、急速に整備してきた管渠等の老朽化が懸念されることから、令和2年度に策定しましたストックマネジメント計画に基づき、適正な修繕や改築を通じて維持管理を図り、計画的な更新を行っています。

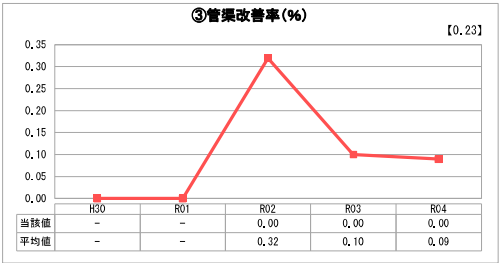
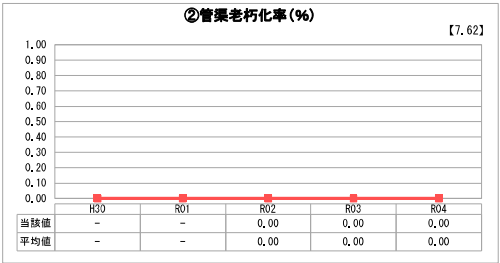
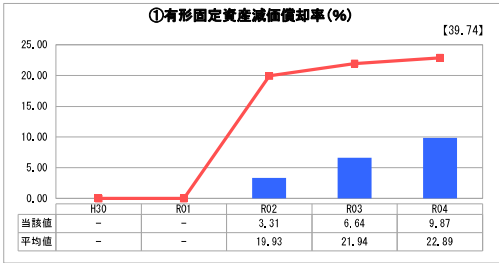
全体総括

多賀町の下水道事業は、昭和63年に事業着手、平成7年度から供用を開始し、現在は概ね計画区域内の整備は完成しています。

現在の経営状況については、初期投資に係る企業債の償還額が多額で厳しい資金状況にあり、経費回収率も100%ですが、一般会計からの繰入金で賄っている状況です。

このため、経営戦略の見直しを行い、経営基盤の強化を図っていくとともに、料金改定も検討しつつ、経営状況の改善を図ります。

2. 老朽化の状況



※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

経営比較分析表（令和4年度決算）

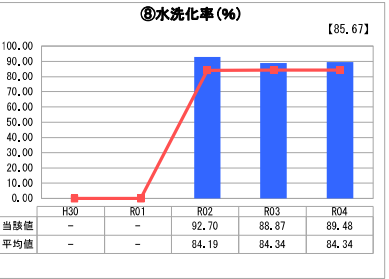
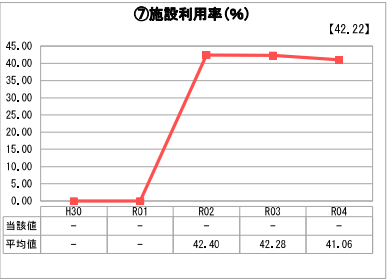
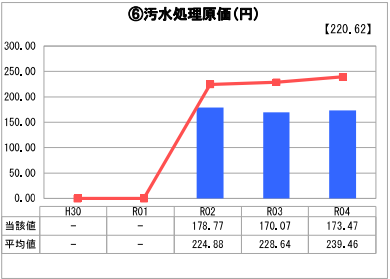
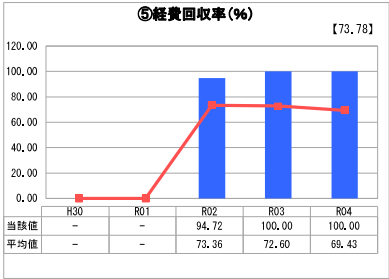
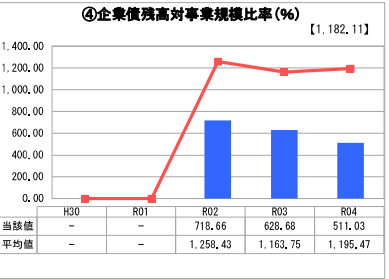
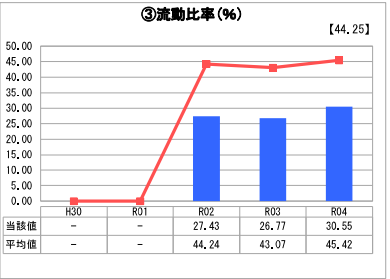
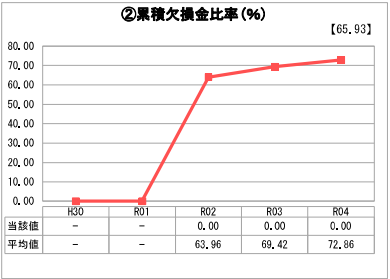
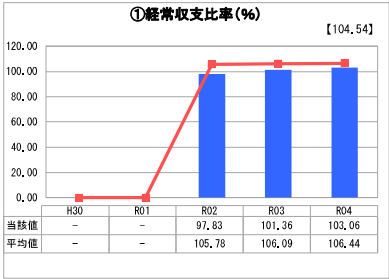
滋賀県 多賀町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	60.97	23.76	85.40	2,750

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
7,466	135.77	54.99
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,768	1.20	1,473.33

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

令和2年度から地方公営企業法を一部適用したことにより、令和2年度以降のグラフとなっています。

①経常収支比率は、100%を超え、黒字となっています。

②累積欠損金はありません。

③流動比率は100%を下回っており、類似団体の平均を下回っています。企業債の償還に係る現金の不足を一般会計からの繰入金や資本費平準化債で賄っているため、今後もこの状況が当面続くことが見込まれます。

④企業債残高対事業規模比率は、汚水に係る管渠整備は概ね完成し、新たな借入れは少ないため、類似団体平均を下回っています。今後も投資の平準化を図り、計画的な借入れに努めていきます。

⑤経費回収率は100%となっております。今後も100%を上回るよう引き続き汚水処理費の削減および適正な使用料収入の確保を図っていきます。

⑥汚水処理原価は、工場・事業所による有収水量が大きいため、類似団体の平均を下回っています。

⑦施設利用率は、流域関連公共下水道であるため、当町で処理施設を有していません。

⑧水洗化率は、類似団体平均を上回っていますが、引き続き100%を目指し、接続率の向上を図っていきます。

2. 老朽化の状況について

平成7年の供用開始から26年が経過していますが、耐用年数を経過した管渠はありません。

①有形固定資産減価償却率は、令和2年度からの3年分の減価償却費で算定されています。早期に法適用をしている団体が平均値を押し上げていることから、平均値より低い値となっています。

②管渠老朽化率、③管渠改善率は、耐用年数を経過した管渠がないことから0%となっています。

現在のところ、管渠の老朽化は発生していませんが、今後、急速に整備してきた管渠等の老朽化が懸念されることから、令和2年度に策定しましたストックマネジメント計画に基づき、適正な修繕や改築を通じて維持管理を図り、計画的な更新を行っています。

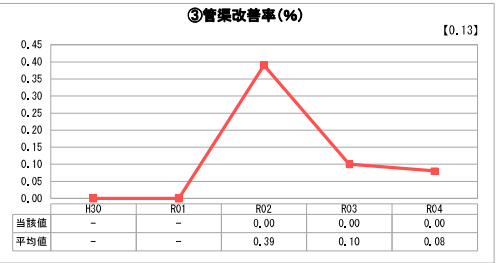
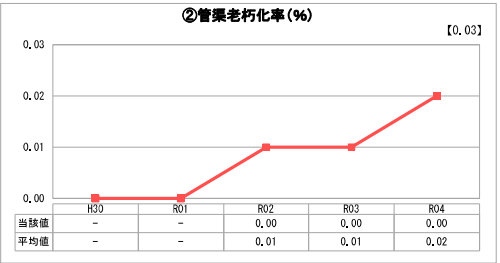
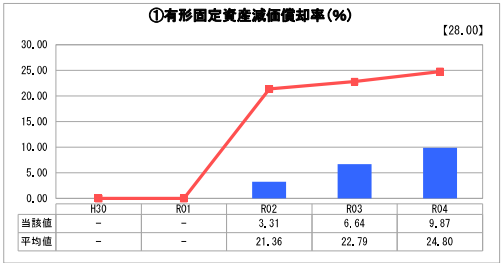
全体総括

多賀町の下水道事業は、昭和63年に事業着手、平成7年度から供用を開始し、現在は概ね計画区域内の整備は完成しています。

現在の経営状況については、初期投資に係る企業債の償還額が多額で厳しい資金状況にあり、経費回収率も100%ですが、一般会計からの繰入金で賄っている状況です。

このため、経営戦略の見直しを行い、経営基盤の強化を図っていくとともに、料金改定も検討しつつ、経営状況の改善を図ります。

2. 老朽化の状況



※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

様式第2号(法適用企業・収益の収支)

投資・財政計画

(単位:千円, %)

年 度 区 分			前々年度	前年度	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
			(決 算)	[決 算]										
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	255,517	278,970	282,124	281,094	279,501	305,394	303,518	301,250	299,199	296,037	292,526	290,431
		(1) 料 金 収 入	248,359	272,254	274,167	277,272	275,387	300,835	298,759	296,668	294,621	292,529	290,452	288,361
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
		(3) そ の 他	7,158	6,716	7,957	3,822	4,114	4,559	4,759	4,582	4,578	3,508	2,074	2,070
		2. 営 業 外 収 益	124,981	114,309	110,831	139,661	122,642	99,863	101,438	108,880	140,338	123,076	129,352	133,630
		(1) 補 助 金	43,090	28,035	29,502	52,791	41,500	18,000	19,000	26,000	53,291	40,000	46,000	50,000
		他 会 計 補 助 金	41,000	26,000	25,000	40,000	40,000	18,000	19,000	26,000	42,000	40,000	46,000	50,000
		そ の 他 補 助 金	2,090	2,035	4,502	12,791	1,500				11,291			
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	81,890	86,273	81,319	82,869	81,132	81,853	82,428	82,870	83,037	83,066	83,342	83,620
		(3) そ の 他	1	1	10	4,001	10	10	10	10	4,010	10	10	10
収 入 計	収 入 計	(C)	380,498	393,279	392,955	420,755	402,143	405,257	404,956	410,130	439,537	419,113	421,878	424,061
		1. 営 業 費 用	333,318	353,687	356,453	387,748	368,703	370,309	371,114	371,640	396,118	371,931	372,166	372,286
		(1) 職 員 給 与 費	8,174	9,653	6,858	7,496	7,646	7,800	7,952	8,104	8,260	8,420	8,568	8,684
		基 本 給 付 費	4,070	3,325	3,534	3,748	3,823	3,900	3,976	4,052	4,130	4,210	4,284	4,342
		退 職 給 付 費	4,104	6,328	3,324	3,748	3,823	3,900	3,976	4,052	4,130	4,210	4,284	4,342
		(2) 経 費	119,897	137,507	143,522	174,899	154,372	153,664	152,986	152,308	175,764	151,005	150,329	149,673
		動 力 費	1,825	1,665	2,281	2,290	2,290	2,290	2,290	2,290	2,290	2,290	2,290	2,290
		修 繕 費	1,107	1,970	1,000	1,818	1,909	2,004	2,104	2,210	2,320	2,436	2,558	2,686
		材 料 費	35	15	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
		そ の 他	116,930	133,857	140,213	170,763	150,145	149,342	148,564	147,780	171,126	146,251	145,453	144,669
支 出	支 出	(3) 減 価 償 却 費	205,247	206,527	206,073	205,353	206,685	208,845	210,176	211,228	212,094	212,506	213,269	213,929
		2. 営 業 外 費 用	35,890	31,956	28,102	27,084	24,104	23,917	27,666	32,504	37,321	41,302	43,960	46,915
		(1) 支 払 利 息	35,859	31,766	28,102	25,921	24,104	23,917	27,666	32,504	37,321	41,302	43,960	46,915
		(2) そ の 他	31	190		1,163								
		支 出 計 (D)	369,208	385,643	384,555	414,832	392,807	394,226	398,780	404,144	433,439	413,233	416,126	419,201
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)	11,290	7,636	8,400	5,923	9,336	11,031	6,176	5,986	6,098	5,880	5,752	4,860
		特 別 利 益 (F)												
		特 別 損 失 (G)	260	363	273	272	272	272	272	272	272	272	272	272
		特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 260	△ 363	△ 273	△ 272	△ 272	△ 272	△ 272	△ 272	△ 272	△ 272	△ 272	△ 272
		当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	11,030	7,273	8,127	5,651	9,064	10,759	5,904	5,714	5,826	5,608	5,480	4,588
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		18,953	25,226	32,353	37,004	45,068	54,827	59,731	64,445	69,271	73,879	78,359	81,947
		流 動	74,038	81,311	89,438	95,089	104,153	114,912	120,816	126,530	132,356	137,964	143,444	148,032
		うち 未 収 金	6,083	3,699	6,383	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
		流 動	282,233	302,177	256,144	253,913	237,367	226,685	215,830	195,079	182,384	174,096	178,499	149,968
流 動	流 動	うち 建設 改良 費 分	228,280	225,039	222,228	219,827	203,111	192,258	181,231	160,307	147,438	138,975	143,202	114,495
		うち 一 時 借 入 金												
		うち 未 払 金	53,953	77,138	33,916	34,086	34,256	34,427	34,599	34,772	34,946	35,121	35,297	35,473
		累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)												
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)													
		営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	255,517	278,970	282,124	281,094	279,501	305,394	303,518	301,250	299,199	296,037	292,526	290,431
		地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)												
		健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)												
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
		健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)												
		健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)												

投資・財政計画

(単位:千円)

年 度 区 分			前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
資本的 収 入	資本的 収 入	1. 企 業 債	77,500	80,200	95,300	133,500	156,800	123,700	99,100	79,800	58,200	37,300	41,600	42,800
		うち 資本 費 平 準 化 債	60,000	60,000	60,000	90,000	90,000	70,000	50,000	40,000	20,000			
		2. 他 会 計 出 資 金	50,000	46,859	28,200	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
		3. 他 会 計 補 助 金	78	273	50									
		4. 他 会 計 負 担 金												
		5. 他 会 計 借 入 金												
		6. 国（都道府県）補助金	4,742	8,354	12,459	3,500	40,050	40,350	37,762	17,430	18,458	19,550	20,705	21,926
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金												
		8. 工 事 負 担 金	872	383	450									
		9. そ の 他		4,544	1,140	112	112	112	112	112	112	112	112	112
	計 (A)	133,192	140,613	137,599	147,112	206,962	174,162	146,974	107,342	86,770	66,962	72,417	74,838	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純 計 (A)-(B) (C)	133,192	140,613	137,599	147,112	206,962	174,162	146,974	107,342	86,770	66,962	72,417	74,838	
	資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費	22,901	27,143	48,368	48,516	113,924	101,402	92,357	57,325	56,772	56,940	62,342	64,783
		うち 職 員 給 与 費												
		2. 企 業 債 償 還 金	230,070	228,281	225,039	222,229	219,828	203,112	192,259	181,232	160,308	147,439	138,976	143,203
3. 他会計長期借入返還金														
4. 他 会 計 へ の 支 出 金														
5. そ の 他		887	3,145											
計 (D)		253,858	258,569	273,407	270,745	333,752	304,514	284,616	238,557	217,080	204,379	201,318	207,986	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)			120,666	117,956	135,808	123,633	126,790	130,352	137,642	131,215	130,310	137,417	128,901	133,148
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	118,584	116,474	132,693	119,551	123,790	127,352	134,642	128,215	127,310	134,417	125,901	130,148	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額													
	3. 繰 越 工 事 資 金													
	4. そ の 他	2,082	1,482	3,115	4,082	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
計 (F)			120,666	117,956	135,808	123,633	126,790	130,352	137,642	131,215	130,310	137,417	128,901	133,148
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)														
企 業 債 残 高 (H)			2,158,418	2,010,337	1,880,598	1,791,869	1,728,841	1,649,429	1,556,270	1,454,838	1,352,730	1,242,591	1,145,215	1,044,812

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度	前年度	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
		(決 算)	(決 算)										
収 益 的 収 支 分		48,016	26,000	25,000	40,000	40,000	18,000	19,000	26,000	42,000	40,000	46,000	50,000
	うち基準内繰入金	20,165	10,574	10,167	16,267	16,267	7,320	7,727	12,137	17,081	16,267	18,707	20,334
	うち基準外繰入金	27,851	15,426	14,833	23,733	23,733	10,680	11,273	13,863	24,919	23,733	27,293	29,666
資 本 的 収 支 分		50,078	46,859	28,200	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	うち基準内繰入金	42,113	42,232	25,415	9,012	9,012	9,012	9,012	9,012	9,012	9,012	9,012	9,012
	うち基準外繰入金	7,965	4,627	2,785	988	988	988	988	988	988	988	988	988
合 計		98,094	72,859	53,200	50,000	50,000	28,000	29,000	36,000	52,000	50,000	56,000	60,000